## 規則

改 正する規則をここに公布する。 議 会  $\mathcal{O}$ 議 賢その 他非常 勤  $\mathcal{O}$ 職員 0 公務災害補償等に関する条例施 行規則  $\mathcal{O}$ 部 を

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

## 埼玉県規則第十三号

部を改正する規則 議会の議員その 他非常勤  $\mathcal{O}$ 職 員  $\mathcal{O}$ 公務災害補償等に 関する条例施行規 則  $\mathcal{O}$ 

十三年埼玉県規則第六号) 議 会  $\mathcal{O}$ 議員その 他非常勤  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 職員の 一部を次のように改正する。 公務災害補償等に関す る条例施行 規則 (昭 和 兀

は売春防止法 て婦人補導院に 第七条の二第二号中 (昭和三十一 収容されている場合」 同法第六十六条」を 年法 律第百十八号) を削る。 「又は同法第六十六条」 第十七条の規定による補導処分とし に改 ▽

様式第一号中「圕」を削る。

様式第三号から様式第十一号までの規定中「圓」を削る。

式第十二号から様式第十五号まで の規定中 \_ # 4 光 を 河泊 光 に改め

を削る。

様式第十九号の二中「圕」を「圕」に改める。

式第二十二号及び様式第二十三号中 \_ # て先」 を 河 光 に改 め、 を削

様式第二十五号から様式第二十九号ま

で

の規定

中

を

削

る。

る。

附則

令

和六年四  $\mathcal{O}$ 規則は、 月 公布 日 か 5  $\mathcal{O}$ 施行する。 日 カコ ら施行 ける。 ただ 第七条の二第二号の 改正規定は、